

平成25年4月30日

平成25年(行コ)第89号 保有個人情報開示処分取消等請求控訴事件

被控訴人(一審原告) 宮 部 龍 彦

控訴人(一審被告) 国(処分行政庁 大阪法務局長)

答 弁 書

東京高等裁判所 御中

被控訴人(一審原告) 宮 部 龍 彦

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人(一審被告)の負担とする
との判決を求める

第2 控訴の理由(一審被告平成25年2月20日付控訴理由書(以下「控訴理由書」という)に対する答弁

控訴の理由はいずれも争う。

第3 控訴理由書に対する反論

- 1 行政機関個人情報保護法15条1項による部分開示について

控訴理由書が参照する最高裁平成13年判決には、大阪府条例10条の解釈について裁判官元原利文の補足意見として解説がされており、最高裁平成13年判決で問題となった事件では大阪府知事の交際事務に関する情報が開示請求されたところ、大阪府が保有する歳出額現金出納簿は相手方識別部分とその余の年月日、金額、支出原因等を合わせて初めて知事の交際事務に関する情報として意味があるのだから、独立した一体的な情報であるという趣旨のことが述べられている。

一方、本件では一審原告が大阪法務局長に対して、一審原告に関する「人権侵犯事件」の記録の一部(以降「本件情報」という)の開示を求めたものであ

る。なおかつ、一審原告が開示を請求した部分は、いずれも一審原告自身が作成した書面である。この書面の一部が除かれても、一審原告には一審原告に関するどの情報が大阪法務局長により取得されたのかを知ることができるのであり意味があるので、本件情報は独立した一体的な情報と言うことができない。

なお、最高裁平成13年判決で問題となった大阪府条例10条は「実施機関は、公文書に次に掲げる情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公文書の公開の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない」としており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）第6条も「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」とほぼ同様の定めをしている。

一方、行政機関個人情報保護法15条1項は「政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」としており、非公開部分を除いた部分の情報が有意であるかどうかを問題にしておらず、最高裁平成13年判決の争点とは異なるものである。

2 行政機関個人情報保護法15条2項について

行政機関個人情報保護法15条2項は、開示請求者以外の氏名などの個人識別情報と、その他の個人に関する情報が混ざっている場合に、個人識別情報を除くことにより開示請求者以外の個人に関する情報とはみなさないという例外規定である。

控訴理由書が参照する仙台高裁判決で問題となった情報は、中学校でのいじ

めに関する調査結果であり，その性質上全体にわたって被害者と加害者の情報が入り交じっており，開示請求者が加害者であれ被害者であれ，開示請求者だけの情報を抽出することは困難と考えられる。そのような意味で細分化できないのであり，また情報の性質上，個人識別情報だけを削除しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは言い切れないのであって，本件情報とは異なる。

なお，本件情報は，開示請求者自身が作成したものであるから，どのような内容であれ行政機関個人情報保護法 14 条 2 号イに該当するため，行政機関個人情報保護法 14 条 2 号の情報が含まれる余地はない。従って，行政機関個人情報保護法 15 条 2 項の適用を論ずるまでもなく，行政機関個人情報保護法 15 条 1 項による部分開示が可能な情報である。

3 同和地区の情報の行政機関個人情報保護法 14 条 2 号及び 7 号の該当性について

本件情報は全体にわたって一審原告が当然に知り得ることであり，行政機関個人情報保護法 14 条 2 号イに該当するため，行政機関個人情報保護法 14 条 2 号には該当しない。

それだけでなく，一審原告が提出した，平成 25 年 3 月 25 日付控訴理由書において説明している通り，本件情報に記載されている大阪市内の同和地区の位置は大阪市行政等によって繰り返し公にされ，公然のものとなっている。その結果，大阪市の同和地区の場所はインターネットでも簡単に調べることができ，古書店や各地の図書館でも容易に文献を入手することができる。

これは「王様の耳はロバの耳」の寓話（甲 36 号証）に出てきた「喋る葦」のようなもので，それでもなお先人の戒めに従わずに為政者が建前だけの秘密を貫くことは，「裸の王様」（甲 37 号証）が裸でのパレードを続けるようなものである。

一審被告は，同和地区の情報を開示することは法務省の人権擁護機関の長年にわたる取組と矛盾するというが，それは長年にわたる法務省の人権擁護機関

の取組が間違っている一方で、大阪市の同和地区の位置をブログに掲載した一審原告の行為が正しいからである。

大阪市の同和地区の位置は公然のものであることが誰の目から見ても明らかであるにもかかわらず、大阪市の同和地区の位置情報の開示を拒み「裸でのパレード」を続けることがむしろ法務省の人権擁護機関の信頼を失墜させることである。法務省の人権擁護機関は、行政の継続性の名のもとに、同和問題の本当の実態を直視することなく漫然と前例踏襲を続け、真理よりも場の空気や心情に流され、耳障りの良い言葉だけを並べながら困難な問題から逃げ続けて、同和問題の解決を遅らせてきたことを猛省するべきである。

従って大阪市の同和地区の位置は行政機関個人情報保護法 14 条 2 号 7 号該当するとは言えない。

4 本件情報が法務省の人権擁護機関における調査手法等に関わるもので、行政機関個人情報保護法 14 条 2 号 7 号に該当するかどうかについて

一審被告は、本件情報の開示により人権侵犯事件の証拠の隠蔽、プロバイダ等の関係者への不当な働きかけ、あるいは拡散が行われるという。

しかし、一審原告が平成 24 年 8 月 14 日第 1 準備書面第 2 の 4(2)ア(7 頁)で述べている通り、本件情報に対する削除要請が行われた時点で、本件情報が削除要請の対象になっていることは一審原告にとって明らかである。また、仮に予告なくプロバイダにより削除されたとしても、一審原告本人が掲載した情報である以上は何が削除要請の対象となったのかは一審原告にとって明らかである。

また、もともとブログに掲載して世界に向けて公開しているものを隠蔽する理由はないし、人権擁護機関が取得済みの証拠を隠蔽することはできない。

「プロバイダ等の関係者への不当な働きかけ」が具体的に何を意味するのかは不明であるが、自身の言論が公権力により削除されようとしている時に、何の弁明も対抗措置も認めないことは、あまりにも国民の権利を軽視するものである。

「拡散」については，日頃からブログのバックアップを取っておけば，削除されたとしても，バックアップをもとに海外のレンタルサーバー等を使ってブログを再開する，ツイッターに連投する，P2Pファイル共有ソフトに流す等の方法で，人権擁護機関による削除対象である旨の情報を付け加えた形で改めて拡散させることは容易であり，個人情報開示請求の手続きにより開示することとは因果関係がない。

第4 まとめ

以上の通り，一審被告による控訴には理由がないので，速やかに棄却されるべきである。

平成25年4月30日

平成25年(行コ)第89号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 宮 部 龍 彦

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁 大阪法務局長)

証 拠 説 明 書

東京高等裁判所 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲36	王さまのみみは 口バのみみ	原本	H11.5	株式会社ポ プラ社	人の口に戸は立てられな いこと
甲37	はだかの王さま	写し	H10.11	株式会社ポ プラ社	現実から目を背け続ける と恥をかくこと